



～重要事項説明書～

社会福祉法人 山形市社会福祉協議会

保育所型認定こども園 つくも保育園

山形市銅町二丁目19番1号
電話 622-7623
FAX 622-7622



1、施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

事業者の名称 社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
事業者の所在地 山形市城西町二丁目2番22号(山形市総合福祉センター内)
事業者の連絡先 023-645-9230
代表者氏名 会長 今野 厚志

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、社会福祉法に基づき、設置された組織です。

『誰もが安心して暮らすことができる福祉文化のまちづくり』を推進することを使命とし、地域住民が安心して暮らせる支えあいの仕組みづくりや、住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの充実などさまざまな活動をおこなっています。

つくも保育園は、山形市社会福祉協議会が運営する保育園です。

(2) 施設の概要

種別・名称 保育所型認定こども園 つくも保育園
所在地 山形市銅町二丁目19番1号
電話 622-7623
連絡先 FAX 622-7622
施設長氏名 高橋 梢
開設年月日 昭和31年 10月 10日



利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定	-	-	-	2人	2人	2人	6人
2・3号認定	15人	18人	18人	21人	21人	21人	114人

《教育・保育理念》

一人ひとりの子どもの発達と保護者が安心できる子育てを支え、地域に根ざすこども園を目指します。

《教育・保育方針》

- ・人権を大切にする教育・保育を進めます。
- ・健康を守る教育・保育を進めます。
- ・共に育ちあう教育・保育を進めます。
- ・保護者と共に進める教育・保育を進めます。
- ・地域との関わりを大切に教育・保育を進めます。
- ・食育を推進する教育・保育を進めます。
- ・異年齢との関わりを大切にする教育・保育を進めます。
- ・小学校への円滑な接続に向けた教育・保育を進めます。
- ・安全対策・事故防止に努めた教育・保育を進めます。
- ・職員の資質向上への取り組みを重視した教育・保育を進めます。

《めざすこどもの姿》

『生きる力の基礎となる力を身につけた子ども』

- ・夢中になって遊ぶ子ども
様々な事象に自ら関わり考えたり工夫したり表現したりしながら自己発揮できる子ども
- ・たくましい子ども
何があっても立ち上がることが出来る心も体もたくましい子ども
- ・人と関わる力のある子ども
友だちと気持ちを共有したり、調整したりしながら関われる子ども

(3) 職員体制（令和6年4月1日現在）

職種	園長	副園長	主任	リーダー	保育士	看護師	管理栄養士	調理師	事務員	業務員
人数	1	1	1	1	25	1	1	3	1	5

(4) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

開所日および時間	月曜日から土曜日、午前7時から午後8時	
教育保育時間	保育標準時間	午前7時から午後6時（11時間）
	保育短時間	午前8時30分から午後4時30分（8時間）
	教育標準時間	午前9時から午後1時（4時間）
延長保育	保育標準時間	午後6時から午後8時
	保育短時間	朝：午前7時から午前8時30分 夕：午後4時30分から午後6時
預かり保育 (1号認定者のみ)	預かり保育時間	基本時間：午後1時から午後4時
		延長時間：午前7時から午前9時
		延長時間：午後4時から午後8時
閉所日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末休日（12月29日～12月31日）・年始休日（1月1日～1月3日） 土曜日・夏季休暇（8月10日～8月16日）※1号認定者のみ	

(5) 利用料等

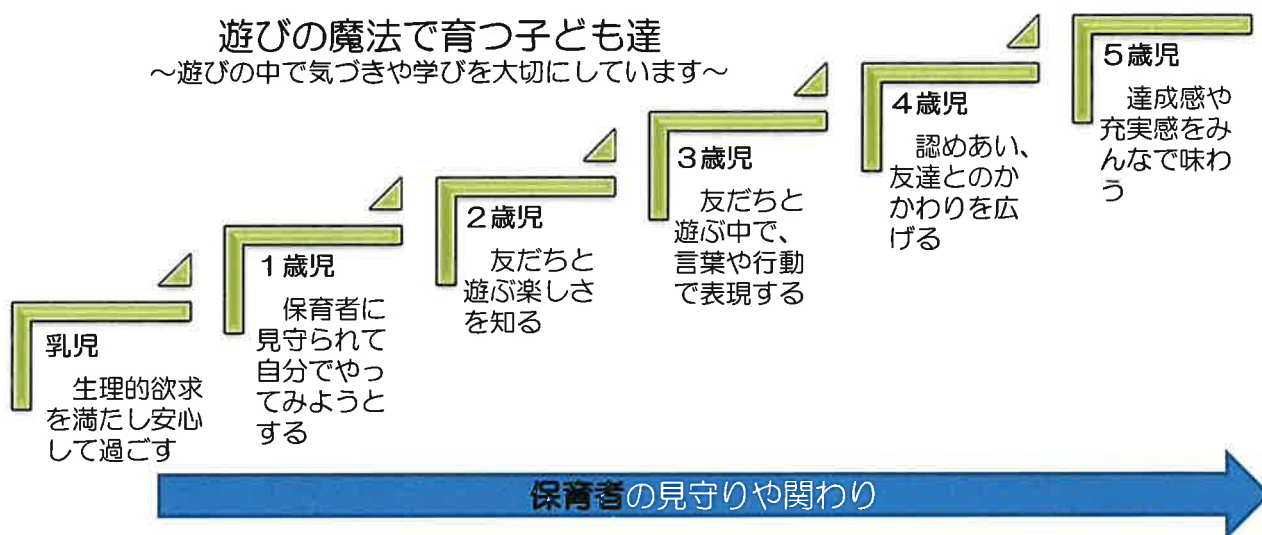
利用者負担額（月額保育料）		山形市が定める利用者負担額（保育料）	
実費徴収	給食費	副食代	月額6,250円（3歳児クラス以上から）
		主食代	月額1,250円（ // ）
その他	延長保育に係る費用 (要申請)	①午後6時～午後7時	1回 200円 16回以上の利用で一律3,000円
		②午後7時～午後7時30分 ③午後7時30分～午後8時	上記以降30分ごとに 上記①に100円加算
		④午前7時～午前8時30分 午後4時30分～午後6時	各1回 100円
		申請をしていない方	1回 500円
		①午後1時～午後4時	1回 100円
	教育標準認定 預かり保育に係る費用 1号認定のみ (要申請)	②午前7時～午前9時	1回 150円
		③午後4時～午後5時 ④午後5時～午後6時	各1回 100円
		⑤午後6時～午後7時	1回 200円 16回以上の利用で一律3,000円
		⑥午後7時～午後7時30分 ⑦午後7時30分～午後8時	上記以降30分ごとに 上記の⑤に100円加算
		(休日) 土曜日・夏季休暇 (8/10～8/16) ①午前9時～午後1時	1回 400円 ※無償化の対象となっている方は無償とする
		②他の時間帯に関しては平日と同様とする	

その他	教材費・その他	クレヨン、自由画帳など製作遊びに必要な教材、手・口拭き用ウェットティッシュ代	実費負担
	行事費	遠足等行事に必要な交通費や施設利用料など必要な費用	実費負担
	ICT活用費	アプリケーション契約使用料(コドモン)	月額 100円

(6) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

《目指す子どもの姿》



《給食について》

乳幼児期は、心身の成長が著しい時期です。お子さんの健全な成長のためには、多種多様な食品から必要な栄養を摂取していくことが大切です。

本園では、管理栄養士や調理師の専門職を配置し、一人一人の発育に合わせた食材を使い、調理方法や量を変え栄養バランスの取れた献立を提供しています。また、安全・安心できる『食』の提供と、山形県産の旬の食材を取り入れ地産地消を心掛けた給食の提供を行っています。

お子さんに食物アレルギーがある場合は、医師による診断と生活管理指導表を用意していただき、保護者、看護師、担任と管理栄養士とで対応の確認をさせていただきます。生活管理指導表は一年に一度ご提供いただき、その都度、基ついた給食の提供を行っています。基本的にはできるだけ全員が同じものが食べられるような献立となるように配慮しています。そのため調理には、卵は使用せず、牛乳の代わりに豆乳を使うなどアレルギー食材の代替食材を使用しています。3歳以上児は一部加工食品に卵を使用しているものや卵などを含む製品と共通の設備で製造している食材を使用する場合があります。

《子育て支援について》

すべての子どもの健やかな育ちを実現できるように、ご家庭と連携して支援を進めていきます。本園の特性や、保育士等の専門性を活かし、保護者の方と一緒に、子どもの成長に気づき、子育ての喜びが感じられるような支援をしていきます。

また、地域の子育て世帯への支援にも取り組んでいます。子育て支援センターを併設し、育児相談や育児講座の実施、開かれた遊びの場の提供などを行なっています。

- *子育て支援センター・・・ 月曜日から土曜日
8：30～12：00、13：00～16：30
- *一時預かり緊急保育・・・ おおむね6カ月を過ぎたお子さん
月曜日から金曜日8：30～16：30
- 非定型保育・・・ 利用条件あり(就労、職業訓練等)
週2～6日 通常開所時間内
- *出前保育・・・ 園外の適切な場所にて入所以外の子育て世帯へ
保育活動の提供

(7) 年間行事予定表 (主な行事の抜粋)

4月～6月 (第1学期) ・入園式 ・親子遠足 ・保護者懇談会 ・健康診断	7月～9月 (第2学期) ・七夕飾り付け ・夏祭りウイーク ・泥んこ、水遊び ・運動会 ・デイキャンプ (年長児)
10月～12月 (第3学期) ・遠足 (園児のみ) ・活動発表会 ・健康診断 ・クリスマス会 ・個別面談	1月～3月 (第4学期) ・だんごさし ・修了児おわかれ会 ・豆まき ・修了式 ・ひな祭り ・保護者懇談会

定期的開催・・・お誕生会 (3か月おき) 災害訓練、お茶会 (年長児)、身体測定

(8) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

①利用者の決定

1号認定者・・・本園への利用申込による利用決定と市が行う認定

2号・3号認定者・・・市へ利用申請を行い利用調整による決定後、本園へ利用申込

②退園理由

- ・1号認定の子どもに該当しなくなったとき (修了を含む)
- ・2号・3号認定の子どもに該当しなくなったとき (修了を含む)
- ・保護者からの退園の申し出があったとき
- ・利用継続が不可能であると市が認めたとき
- ・保育利用料の滞納が3か月以上継続し、かつ、改善の手立て等が取られないとき
- ・その他、利用継続の重大な支障または困難が生じたとき

③その他

1) 園からのお知らせ

園だよりやクラスだより、保健だより、給食だよりなどは、PDFで配信しますので、ご確認ください。

2) 登・降園について

当園は、登降園の一括管理システムを導入しています。登降園の際は、タッチパネルを操作して打刻してください。延長保育利用料等にも自動的に反映されますので、操作忘れのないようご注意ください。

欠席や遅刻、延長保育を希望する場合は、「コドモンアプリ」連絡にて9時30分まで申請してください。感染症等の診断を受けた場合は、お電話にてご連絡ください。

3) 防犯について

防犯カメラによる不審者確認や、日中は玄関を施錠し防犯に努めております。来園の際は、インターフォンをご使用ください。

- 4) 月刊絵本について
心の豊かさを育むため、全園児(0・1歳児以外)に年齢ごとに絵本を購入していただいております。絵本代は、各年齢によって異なります。(370円~450円程度)
- 5) 集金について
持参した際は、必ず職員に手渡ししてください。
延長保育料は、月末締めで翌月初めに請求書と集金袋をお渡しします。
保育により園外保育や制作活動等で実費徴収をさせていただく場合があります。
- 6) 提出物(各種行事の出欠表、集金等)
期日を守っていただきますようお願いいたします。
- 7) 世帯状況等について
両親の職場、住所、家族、緊急連絡先の電話番号等を登録していただきます。
変更があった場合は、すぐに本園まで連絡してください。新たに家族状況変更届や就労証明書等提出していただくようになります。
- 8) 土曜日の利用について
土曜日の保育を希望する場合は、職員配置の都合上、毎週水曜日まで「土曜保育申し込み表」に記入し申し込んでいただきます。市に提出いただいている就労証明書の時間帯で、ご両親の就労に限ったお預かりとなります。その他につきましては、ご相談ください。
なお、1号認定の利用者の場合は土曜日は休日になります。ですが、就労等により土曜日の利用が必要な場合は、同じように毎週水曜日までご相談下さい。
- 9) 駐車場の利用について
限られた駐車スペースをみなさんでゆすり合って使用してください。駐車場の通路は一方通行になります。東(河原)側から入り西(四辻)側へ出て下さい。
- 10) 保護者会について
保護者会は、本園と家庭との連携を密にし、より良い教育・保育活動への支援と園児・保護者間の親睦を図ることを目的として設置運営されております。
(会費は園児一人につき月額500円です)

(9) 嘱託医

医療機関の名称	こんの小児科 アレルギー科クリニック
医院長名	今野 昭宏
所在地	山形市銅町2-6-6
電話番号	023(687)0380

(10) 嘱託歯科医

医療機関の名称	あきらデンタル・クリニック
医院長名	隠明寺 亮
所在地	山形市馬見ヶ崎1-2-3
電話番号	023(682)6480

(11) 学校薬剤師

学校薬剤師氏名	藤原 順一
所在地	山形市城西町5-29-24
電話番号	023(646)8820
勤務地	城西調剤薬局

(12) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、お子さんに体調の急変などがあった場合、保護者の方にご連絡すると同時に、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

・管轄する消防署

消防署名	山形東消防署
所在地	山形市緑町四丁目15番7号
電話番号	023-634-1194

・管轄する警察署

交番名	東部交番
所在地	山形市花楸2-18-54
電話番号	023-622-4411

(13) 非常災害対策

防火管理者	高橋 梢
防災計画届出年月日	令和5年 2月 1日
防災・防犯訓練	年12回 避難及び消火、不審者等を想定した訓練を月一回実施
防災設備	消火器具、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備 消防 機関への通報する火災報知設備 避難器具・誘導灯・配線
避難場所	第一避難場所 あかしや公園・北部公民館
緊急時の連絡手段	電話、コドモン

(14) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	つくも保育園 副園長 會田 みどり
相談・苦情解決責任者	山形市社会福祉協議会 事務局長 佐藤 貴司
苦情実務担当者	つくも保育園 園長 高橋 梢
第三者委員	柴田 邦昭 (山形市社会福祉協議会第三者委員 023-645-9230)
	奥山 留美子 (山形市社会福祉協議会第三者委員 023-645-9230)
	松田 昭裕 (山形市社会福祉協議会第三者委員 023-645-9230)

要望・苦情等への対応方法

- ・要望・苦情等を受け付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、適切に対応し、改善を図るように努めます。
- ・申出人が拒否しない限り、職員間で共有し解決策を検討します。
- ・職員間での共有、振り返りを行うことで、保育の質の向上に努め、再発防止を図ります。

(15) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	総合保障タイプ タイプD
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	身体・財物・人権侵害賠償 5億円(期間中限度額) 等
加入先	全国社会福祉協議会

(16) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知りえた個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

しかし、災害や事故、けが等、命の危険にさらされる場合や、子どもの最善の利益を考える上で、公的専門機関との連携を図ることが必要不可欠な場合、限られた範囲内で情報提供を行う場合があります。

園内で撮影した写真や動画等を園やクラスのおたよりや掲示物等に掲載することがあります。また、運営母体である山形市社会福祉協議会ホームページ等に掲載することもありますのでご理解下さい。

なお、掲載したくない場合は担任へ申し出下さい。

(17) 持参薬について

本園で薬を与えることについては、保育園の保健問題に取り組む「日本保育園保健協議会」の「与薬ガイドライン」をもとに対応しています。

お子さんの与薬が教育・保育時間内に必要となった場合のみ、保護者に代わって与薬します。薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方にて、薬局が調剤したものに限りません。（市販薬は対応できません）

また本園では、指示書に基づき、与薬は看護師が行うことを基本としていますが、勤務状況や業務の重複等により、保育士等が与薬をすることがあります。ご了解下さいますようお願いいたします。

(18) アレルギーの対応について

アレルギーにより、本園で特別な配慮や管理が必要な場合は、医師による「生活管理指導表」等の提出をお願いいたします。

なお、食物アレルギーがある場合は、あわせて除去申請書も提出をお願いいたします。乳幼児期は、成長の過程により状況が変化します。一人一人に応じた適切な対応を行うため、年1回、受診により現状の確認を行い、内容を更新した生活管理表の提出をお願いいたします。

た

